クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2023年1月26日

「マイクロローン事業者ファンドシリーズ」

契約期間延長のお知らせ

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、下記【対象ファンド】は、本件匿名組合契約書第4.1条第2項および同項但し書きに基づき同契約の有効期間を2023年1月末日までとしておりましたが、クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）は同但し書きにある契約期間延長（2回目）を行い、延長後の有効期間を2024年1月末日までといたしますのでご報告申し上げます。

【対象ファンド】

【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド54号
【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド56号

【対象ファンドの概要】

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、「IDF社」といいます。）に貸付けを行いました。

【対象ファンドの延長事由】

資金需要者である IDF 社の事業基盤およびその顧客の生活基盤の見通しがロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて不透明になっており、また、IDF社による返済が送金上の制約を受けています。そのため、2022年6月期以降、IDF社が可能な限り毎月1万米ドル程度を返済し、本営業者はそれに応じて分配を実施しています。それらの返済金額をもとに分配済の金額が【対象ファンド】の償還に満たないため、本営業者は契約の有効期間を延長します。

ただし、2024年1月末日を待たずに【対象ファンド】の分配原資が本営業者グループ会社から本営業者に返済され、すべての資金が投資家の皆様に分配された際は、その日から1ヶ月を経過した日におい

て、契約の終了とさせていただきます。なお、円貨建てファンド以外のファンドにおいては、今後 IDF 社からの返済が約定通りに行われる場合でも、満期時において、運用開始時点からの為替の変動によって為替差損が発生する可能性がございます。

【対象ファンドの分配方針】

本営業者は対象ファンドシリーズの債権回収について不確実性が高まったものと考え、2022 年 6 月期以降は次の分配方針を取っています。

1. 本営業者が本営業者グループ会社に対して保有する債権残高（元本残高と経過利息を合計した金額）に応じて分配原資を対象ファンドシリーズ各号（運用中の全号）へ按分して分配します。
2. 本営業者グループ会社が本営業者へ返済する金額を、未収利息ではなく元本の返済へ優先して充当します。

対象ファンドシリーズの状況は、「運用状況につきまして」と題する報告書等で逐次ご報告してまいります。

今後とも当社業務に対するご理解、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）
【代表社員】 クラウドクレジット株式会社
【設立年月】 2016 年 3 月
【資 本 金】 1,000,000 円
【住　　所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号